

令和7年度音川小学校いじめ防止基本方針

(60) 富山市立音川小学校

令和7年4月改訂

目 次

1 音川小学校いじめ防止基本方針について	1
(1) 目的	
(2) 基本理念	
2 本校のいじめの実態と課題について	1
3 いじめ問題への対応について	1
(1) いじめの防止のための取組	
(2) いじめの早期発見のための取組	
(3) いじめが起きたときの対応	
4 重大事態への対処について	11
(1) 重大事態とは	
(2) 重大事態の対応についての留意事項	

1 音川小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立音川小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「音川小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての児童に関わる問題であることから、児童が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況を生み出す行為であることについて児童が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関が、いじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

なお、こうした取組に当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要である。

2 本校のいじめの実態(令和6年度)と課題について

- 令和6年度は、7月、12月、2月に教育相談を行い、児童の悩みや訴えを真摯に受け止め、個別に対応した。また、こころのアンケートを毎月実施して、児童の悩みを的確に把握し、必要に応じて個別面談の場を設けた。今年度も教育相談等を継続的に行い、いじめの早期発見と予防に努める。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるために、全教職員が毅然とした態度で臨む。また、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。

- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ児童及び保護者に示し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図る。
- ・児童のコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努める。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、児童の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・児童に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努める。
- ・いじめを受けている児童が自尊感情を失うことのないよう、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めるることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が全力で守る姿勢を示す。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・児童がいじめの問題について学び、児童自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）を推進する。
- ・児童会活動や児童による自主的な活動（「いじめ防止宣言」や「人権作文発表会」等）を支援し、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等の活動に取り組ませ、自己指導能力を育てる。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。

- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※参照 10ページ 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

- ・「※特に配慮が必要な児童」については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

※ 特に配慮が必要な児童とは、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながりがある児童、性同一障害や性的指向・性自認に係る児童等。

- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、言葉遣いや指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の児童の様子、日記等での児童との日常のやり取り、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く児童たちを見守る。児童とのコミュニケーションを積極的に取り、情報を得る。
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って考える。
- ・いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行う。
- ・教職員は、きさいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・いじめに関する些細な情報であっても、生徒指導主事が情報を集約し、教頭に報告する。教職員全体で共有しなければならないことを整理し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ・毎月のアンケート調査や学期毎の教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、児童が日頃からいじめを訴えやすい信頼関係づくりに努める。

- ・児童や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。
- ・富山市教育委員センターによるクロムブックを活用した相談窓口等を周知し児童が悩みをいつでも打ち明けられる環境づくりに取り組む。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、直ちに情報を集める。記録をする際には、主観は入れず、事実のみを時系列にまとめること。
- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、些細な兆候であっても丁寧に対応し、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止委員会」で直ちに情報を共有し、法22条に基づいて組織的に対応する。

※参照① 7ページ【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

② 9ページ【図2 いじめが起こったときの組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無を確認し、結果を、市教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童それぞれの保護者に連絡する。
- ・児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ・いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置する「いじめ防止委員会」等の対応組織が調査を実施する場合、調査資料の分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もある。
- ・いじめられた児童とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア　徹底して児童を守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行い、いじめられた児童の安全を確保する。
 - イ　必要に応じ、いじめた児童を別室で指導すること等で、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - ウ　状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て取り組む。

- ・いじめた児童とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ウ いじめた児童へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす犯罪行為に当たる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた児童のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童の健全な成長を促すことを目的に行う。
- ・いじめが起きた集団の児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた児童に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの児童との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応を行う。必要に応じて法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ・いじめが一旦解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

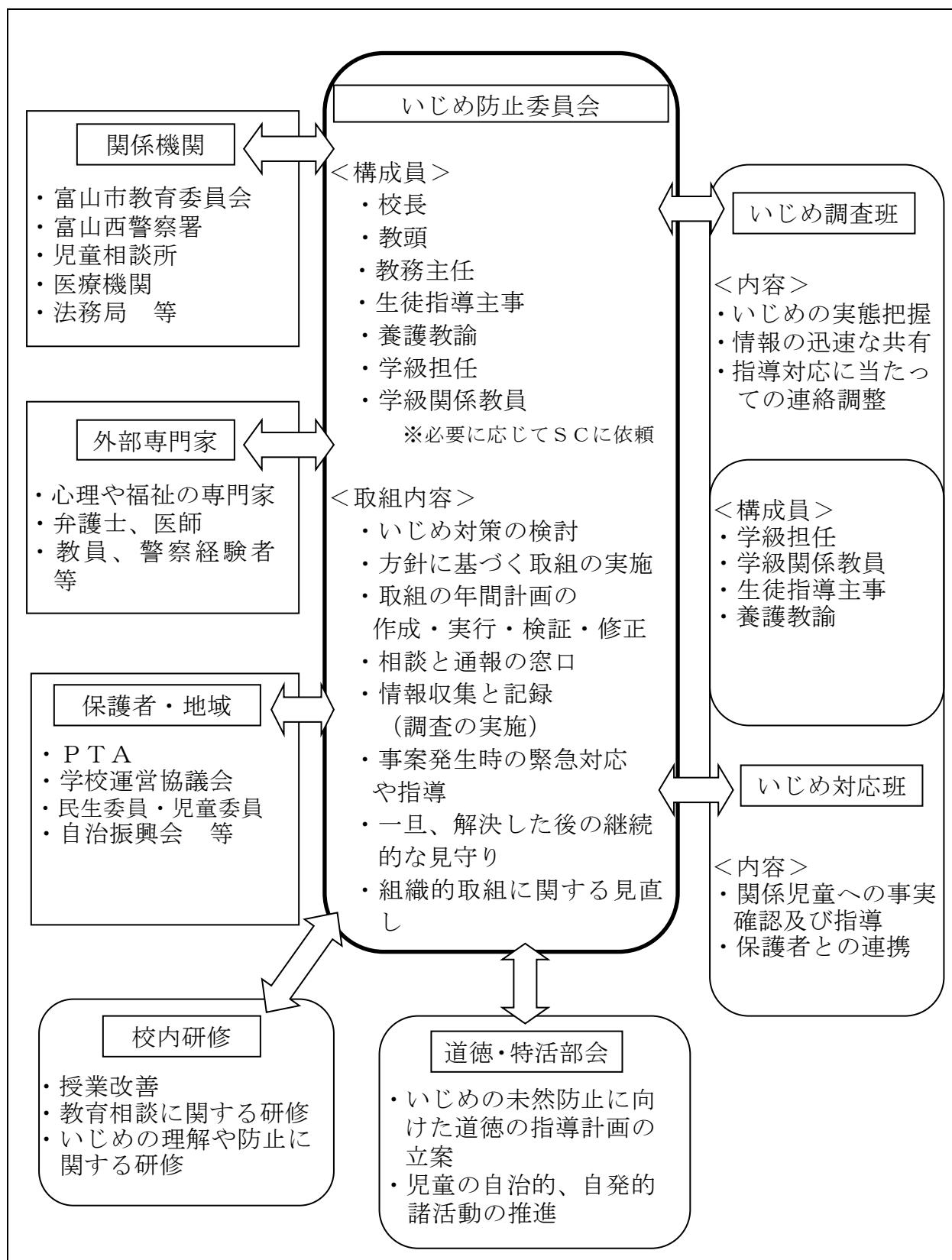
- ※ いじめが解消している状態の判断については次の点に留意する。
- 単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断する。
- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）

② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害児童およびその保護者への面談等、複数の情報を照らし合わせて確認）

※ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態とは、謝罪をもってのみで終わるものではない。被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の児童と他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

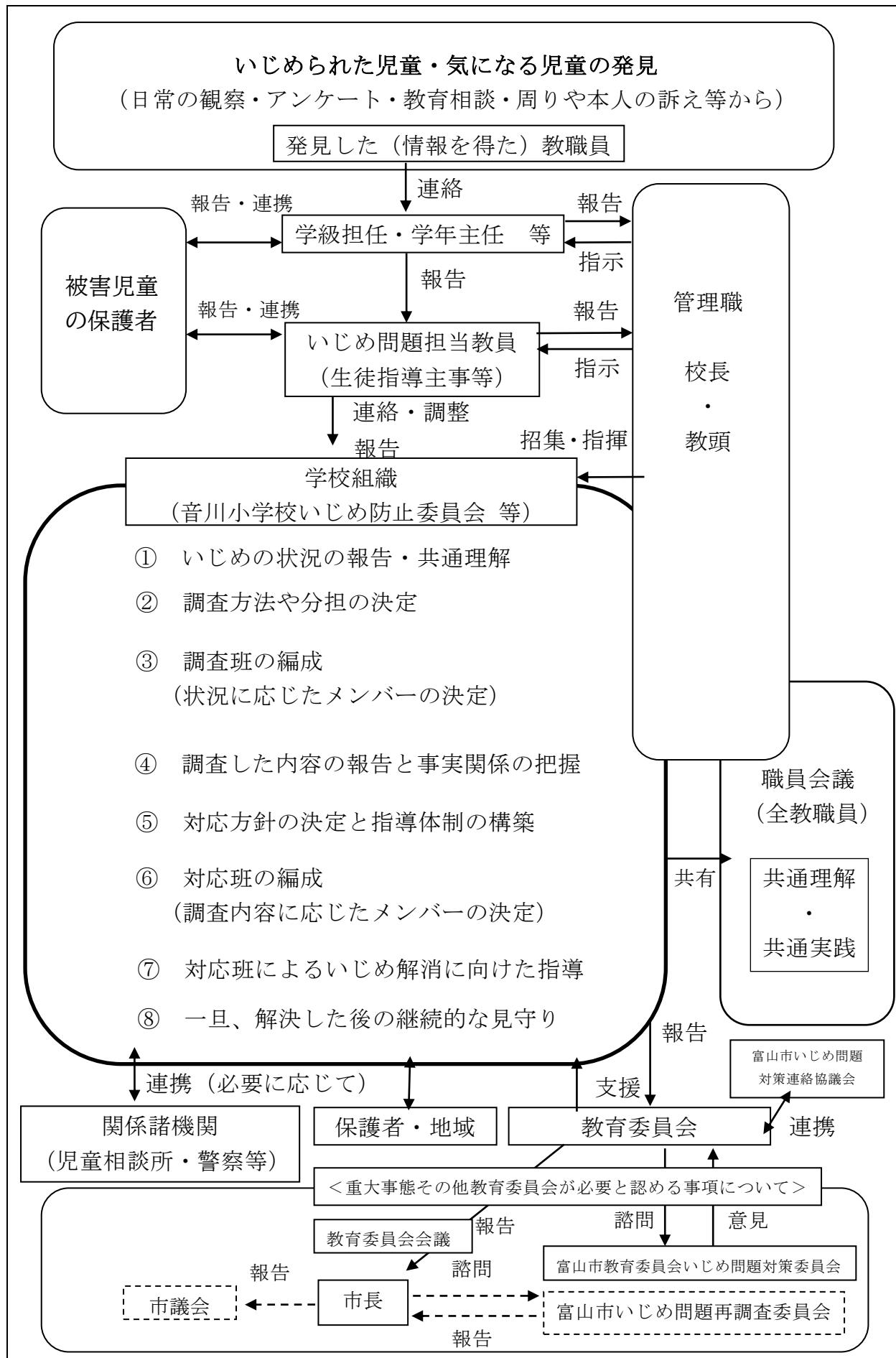
【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
(法第22条に基づく組織 <必置>)



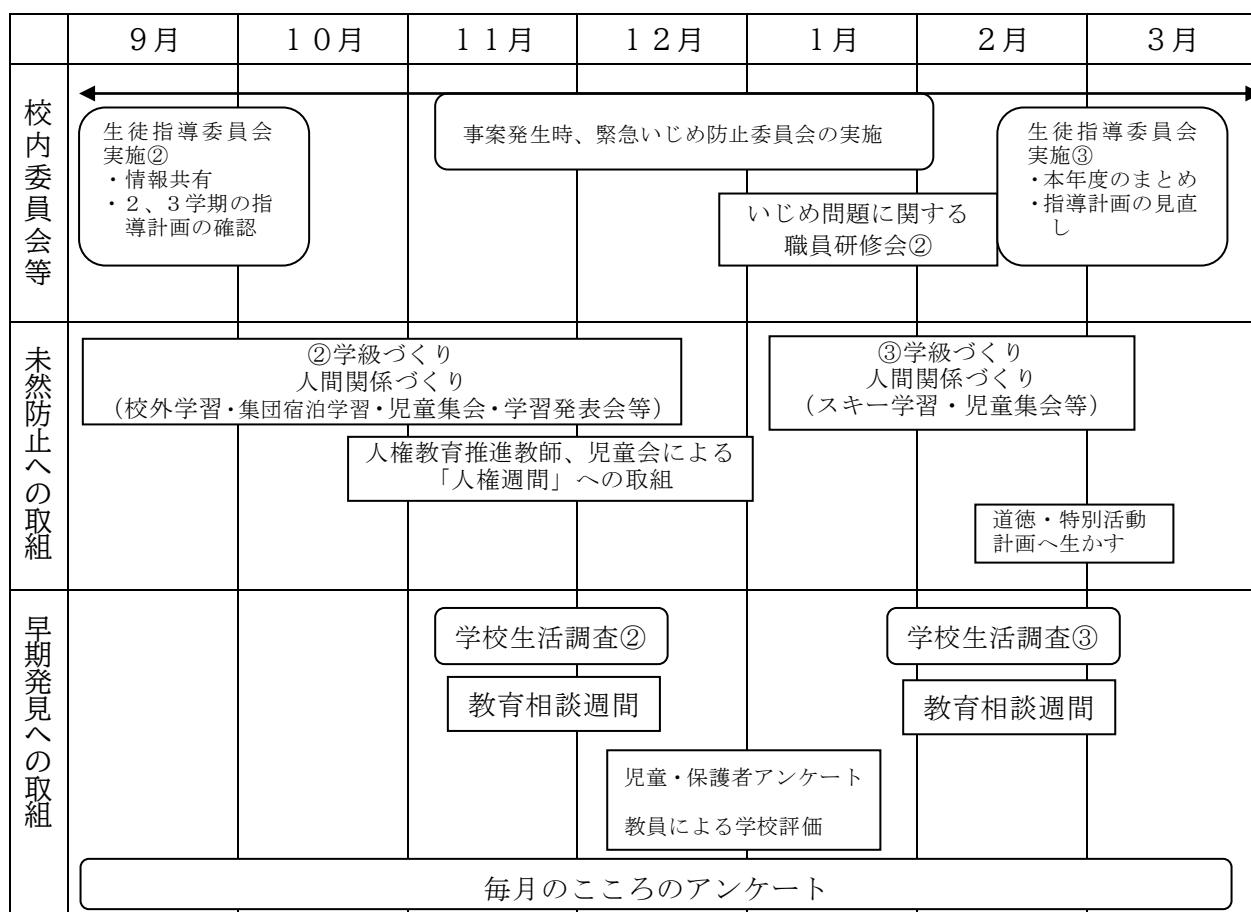
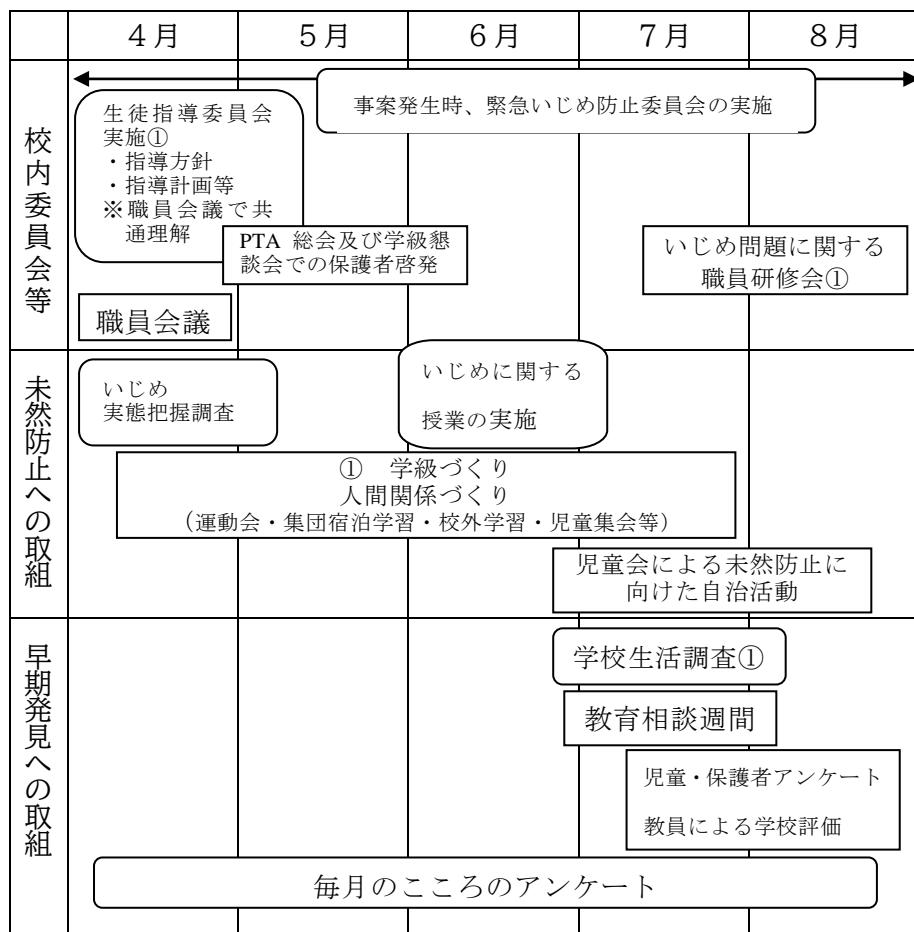
【表1 いじめ防止委員会】

役 職	氏 名	分担 1	分担 2	備 考
校 長		総 括		
教 頭		集 約		
教務主任			対応班	
生徒指導主事		調査班	対応班	
学級担任		調査班	対応班	
養護教諭		調査班	対応班	
通級指導		調査班	対応班	
新採サポート講師		調査班	対応班	
学習補助員		調査班	対応班	

【図2 いじめが起こったときの組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】



4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
(児童が自殺を企図した場合や転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合等)
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安として、一定期間連續して欠席しているような場合)
※「児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・学校は、重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する義務がある。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告する。
- ・市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。必要に応じて、弁護士の助言を要請する。
- ・調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図ることを目的として行う。
- ・市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは調査のための組織を設ける。
- ・市教育委員会が主体になる場合、この組織の名称を「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」とし、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとする。
- ・市教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くこととする。
- ・学校又は市教育委員会は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。ただし、発生報告を行う時点で調査の開始報告が可能な場合は、同時に報告してもよいこととする。

- ・調査の実施は被害児童及び保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進める。
- ・被害児童及び保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、調査を進める。
- ・加害児童からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性、中立性を確保する。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行う。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。
- ・学校基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行う。
- ・調査の進捗状況について、被害児童及び保護者に対して拒むことなく、定期的または、適時に説明や経過報告を行う。
- ・調査結果を報告する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害児童とその保護者と確認する。
- ・報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を広告する。また、その際に、児童又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないよう、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明する。
- ・報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果について、他の児童または、保護者に対して説明を行うことを検討する。
- ・加害児童及びその保護者に対して、被害児童及び保護者に説明した方針に沿って、調査結果の内容について説明する。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことの過ちに気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちの醸成を図る。

- ・調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては富山市情報公開条例（平成17年富山市条例第30号）等に照らして適切に判断する。
- ・調査結果については、市教育委員会の会議において議題として扱った後、市長に報告・説明し、その後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。なお、必要に応じて、調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討する。
- ・上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童または、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童または、その保護者の所見をまとめた文書（所見書）の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。なお、調査主体は、調査結果に対する所見書を市長に提出することが可能であることをあらかじめ被害児童とその保護者に伝える。

いじめ対応チェックシート

NO	チェック項目	7月	2月
1	「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるために、全教職員が毅然とした態度で臨む。また、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。		
2	いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ児童及び保護者に示し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図る。		
3	児童のコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努める。		
4	道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、児童の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。		
5	児童に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努める。		
6	いじめを受けている児童が自尊感情を失うことのないよう、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めるることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が全力で守る姿勢を示す。		
7	一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。		
8	児童がいじめの問題について学び、児童自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）を推進する。		
9	児童会活動や児童による自主的な活動（「いじめ防止宣言」や「人権作文発表会」等）を支援し、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等の活動に取り組ませ、自己指導能力を育てる。		
10	いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。		
11	いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。		
12	いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。		
13	パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。		
14	いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。		